

鉄骨造建築物の中間検査（建て方の検査）についての注意事項

平成23年6月

京都確認検査機構 検査部

鉄骨造建築物の中間検査（京都市内にあっては2回目の中間検査）について、この度の京都市中間検査告示改正をふまえ、以下の通り取りまとめましたのでご承知願います。

◆ 特定工程及び検査対象面積について

中間検査申請書に記載する**特定工程**は次の通りです。

- **最初の床版を取り付ける工事の工程**
（京都市で確認申請受付が平成23年4月1日以降の物件）
- **2階のはり及び床版の取付け工事の工程**
（京都府、宇治市、京都市で上記以外のもの）

中間検査申請書に記載する**検査対象面積**は次の通りです。

- **最初の床版を取り付ける階の床面積**
（京都市で確認申請受付が平成23年4月1日以降の物件）
- **最下階から2階までの床面積の合計**
（京都府、宇治市、京都市で上記以外のもの）

◆ 特定工程後の工程について

中間検査合格証の交付を受けるまで**施工してはならない工程**は次の通りです。

- ・ 鉄骨を覆う**耐火被覆**を設ける工事
- ・ **内・外装工事**
- ・ 最初の床（2階の床）に**コンクリートを打設**する工事の工程

これらの工事に進む前に、必ず中間検査合格証の交付を受けて下さい。

◆ 検査時に必要な書類について

以下の書類は、中間検査申請書に添付していただくか、検査当日に現場で用意していただく必要があります。（添付書類の返却が必要な場合は、その旨お伝え願います。）

- ・ **鉄骨ミルシート一式**（鋼材・HTB等）
- ・ 溶接部の**超音波探傷試験報告書**
- ・ **基礎コンクリートの強度試験報告書**
- ・ 基礎工事、地盤補強工事、杭工事関連の試験成績書・施工報告書等
（京都市以外で基礎の検査を行っていない場合）

検査当日までに必要書類が揃わない場合は、検査後、速やかに提出願います。

その後、内容に支障がなければ中間検査合格証を交付させていただきます。

◆ 変更手続きについて

確認図書と現場に不整合が認められる場合、計画変更に係る確認の手続き（その変更内容が施工規則第3条の2に規定する軽微な変更該当する場合は「軽微な変更説明書」の提出）が必要になります。この場合、計画変更に係る確認済証の交付後に再検査を経て（別途申請が必要です）中間検査合格証が交付されることとなりますので、それまでは特定工程後の工程を進めることができません。従って、中間検査の申請前にこれらの手続きを済ませておくように願います。